

風袋は
商品では
ありません!

商品についている容器、ラップなどは「風袋（ふうたい）」といい、商品の重さには含まれません。商品の重さは「内容量（ないようりょう）」といいます。

**風袋引きをする
必要があります!**

「100g××円」など商品の重さで値段をつけているときは、風袋の重さを引いた（このことを**風袋引き**といいます。）内容量の重さで販売しなければなりません。付属のタレ、ワサビ、ツマ、ラードなども風袋と同様に内容量に含めて計ってはいけません。



くらしの中のけいりょう



柏市

柏市は、中核市として計量器の定期検査・立ち入り検査・指導などを行っています。

「計量」に関するお問い合わせは

柏市消費生活センター
計量担当へ

〒277-0004 柏市柏下73
中央体育館管理棟1階

☎ 04-7163-5853

11月1日は計量記念日です。

くらしを
支える
計量の仕事

ほかりの
定期検査



商品の
量目検査



工場製品の
量目検査



燃料油
メーターの
検査



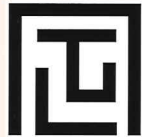
計量は、あなたの くらしを支えます!

正しい「はかり」とは…?

- 商品の取引・証明には、**検定品の使用が義務付けられています。**

* 検定品には、下記 ①・② マークのいずれかがついています。

① 検定証印



製造された計量器の性能テスト（検定）に合格したマークです。

② 基準適合証印



一定の製造能力があると認められた指定工場で製造された計量器で、検定品と同様の品質であり、検定証印にかわるものです。

- 「検定品」でも、**2年に1度の「定期検査」**を受けなければなりません!



定期検査合格シール

検定品の「はかり」も2年に1度、市の検査を受けて精度を保たなければなりません。この検査に合格したマークです。

キッチンスケールなどの家庭用のばかりは、取引・証明には使用できません!



家庭用計量器の表示

ヘルスマーターやキッチンスケールなどの家庭用計量器が、認められた製造基準に適合していることを表すマークです。



正しい「はかり」の使い方とは…?

- 平らで揺れない場所に設置する必要があります。



- 商品をおろすとき、数字や針が0（ゼロ）または風袋引中の-（マイナス）を示しています。
- 「はかり」の表示の静止を確認してから商品をおろします。

